

第1部 政策提言

この提言は、社会福祉施設等を経営する団体・公私の社会福祉施設・民生委員児童委員協議会・市町村社会福祉協議会など、さまざまな福祉関係団体の参加による本会の各部会・協議会、当事者・親の会・関係団体から構成される第2種・第3種正会員連絡会等に対して、「社会福祉制度や施策に関する取り組み状況や課題」、「制度施策に求めること」などについて調査を行い、その結果を元に委員会で協議し、とりまとめたものです。

1 生活といのちを支える福祉人材の確保・育成・定着にむけた施策の充実

- 利用者の生活といのちを支える人材の確保と、ケアの質を備えた専門職の育成
- 人材確保・育成・定着に向けた抜本的な職員の処遇改善・賃金格差の是正
- 人材確保コストの負担軽減・人材流出を防ぐ新たな支援策の構築
- 福祉人材確保のための、すそ野を広げた福祉のキャリア教育の推進

広く様々な分野で人材不足が叫ばれている。中でも対人援助の中核をなす社会福祉人材、介護福祉人材の不足は、他の分野と比較して突出した状況にあり、社会的に求められている支援そのものが成立しなくなる事態が生じている。すべての人が尊厳ある生活を営み、他者との関係性の中で喜びを享受していくためには、必要な社会福祉人材、介護福祉人材を確保するとともに、適切な支援を行うために質の高い人材を育成していくことが強く求められる。この社会的ニーズを満たすために、社会福祉関係者、介護福祉関係者、行政関係者の連携した人材の確保・育成・定着の取り組みが必要となっている。

■ 課題認識

- 福祉サービスには利用者本位の質の高いサービスが求められているが、その根幹となる人材の養成や確保は極めて重要であるにも関わらず、福祉現場での人材不足は深刻さを増している。
- 福祉サービス・制度が整備され、充実する一方で、定められたサービス・制度を、相談者・利用者に当てはめていくような支援とならざるを得ない場合がある。専門職である職員は、こうしたサービス提供への疑問や課題を感じながらも、人材不足や求められる経営努力への対応に邁進せざるを得ず、疲弊している様子がうかがえる。
- 生産年齢人口の減少による人材確保の難しさに加え、民間企業等における賃金改善（2024春闘第6次回答：平均15,236円）が図られる一方、公的価格のサービスである介護・障害分野の賃上げは6,000円程度に留まり、賃金格差が福祉人材の確保に厳しい影響をもたらしている。
- 高額な人件費割合は法人経営や福祉サービスの安定的な提供に影響する。加えて、社会福祉法人が使命とする地域の福祉課題への先駆的な取り組みとセーフティネットとして住民から求められる存在であり続けることは、財源や人員が十分に確保できない状況では、力を発揮できず地域に貢献することが難しい状況にある。
- 人材確保策として人材派遣・紹介会社に頼らざるを得ない状況下で、高額な紹介手数料等により人件費率の高騰を招いているが、福祉サービスは公的価格で定められており、法人の裁量・経営努力には限界がある。
- 介護職員の家賃など、神奈川県と東京都の対応に違いがあり、県境付近では人材流失の恐れがある。市町村間での対応にも差があり、県内でも地域間格差が生じている。
- 「介護格差」「介護崩壊」が取り沙汰される昨今、人の生活といのちを支える福祉人材の不足は、利用者の安心した生活を脅かすとともに、介護という社会インフラの損失につながりかねない。

福祉関係者に期待される取り組み

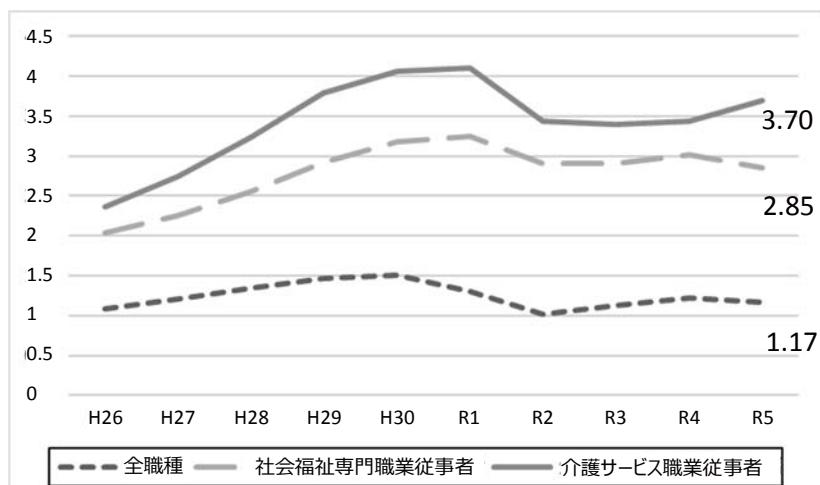
- ・少子・高齢社会がさらに進む状況では、福祉サービスに対する需要はますます増大し、サービスの多様化が見込まれるが、福祉分野全体で人材確保と定着の取り組みを進めることが求められる。

- ・職場、職種の枠を越えた、相談者・利用者が暮らす「地域福祉」を軸とした研修や、現任の介護職・福祉職への研修・交流事業を行い、仲間づくりの機会をつくることが期待される。
- ・社会福祉協議会においては、人材確保に向けて、業務内容について幅広くPRするとともに、入職後の細やかな育成制度を構築することが期待される。
- ・本会経営者部会においては人材確保等に関する検討委員会を設け、効果的な取り組み等の情報共有を行っている。これらの好事例をはじめとして、仕事を通してやりがいや喜びを感じ、お互いを支え合い、成長しあえるような魅力ある職場づくりを組織として取り組むことが期待される。
- ・県内介護福祉士養成校の学生数が減少し定員割れを起こしているという状況があるが、福祉人材のすそ野を広げるため、福祉・介護の仕事を志す人を増やす取り組みが期待される。
- ・採用場面で小学校の時の「福祉体験」や「高齢者施設でのボランティア」の経験が関心を持つきっかけになっているという声が多く聞かれる。小学生を対象とした福祉教室の開催や無資格未経験職員に対する資格取得支援制度の構築等、すそ野を広げる取り組みを進めることが期待される。

行政に求められる取り組み

- ・福祉・介護職員待遇改善加算をはじめとする制度の充実を図り、官民一体となった方策が求められる。
- ・介護業界の賃上げ幅が低い状況であることを踏まえ、現場の実情に応じた適正な基本報酬改定や待遇改善加算の充実、事務負担の軽減など、地域性や事業種別に応じた人材確保のための一体的な取り組みに更なる支援等を講じること
- ・負担が大きい人材確保にかかる経費負担の軽減策や、他地域や他分野への人材流出を防ぐ支援策を講じること
- ・「福祉」や「介護」について、就職や進学を考える時期よりも前に体験してもらう事が重要であり、仕事の役割や魅力を伝える機会として、小中学校時期に福祉に触れる機会を定期的に持つことが未来の人材確保につながると考えられることから、小中学校との連携によりそうした機会を取り入れること

介護・福祉分野の有効求人倍率の推移



(注)

- ・厚労省「令和4年版労働経済の分析」「職業安定業務統計」「令和4年度厚生労働白書」を基に本会作成
- ・「社会福祉専門職業従事者」は、ケースワーカー、介護支援専門員、保育士等を指す。「介護サービス職業従事者」は、介護サービス員、ホームヘルパー等を指す

2 全県的な福祉教育の推進 ～これからの地域福祉と社会福祉を支える「人づくり」～

- ともに生きる社会を理解するための福祉教育の充実、教育分野との連携の促進
- 小中学校との連携による社会福祉への理解の促進
- 小中高生に対する民生委員・児童委員の理解促進に向けた学びの機会の充実

人々が互いに助け合いながら地域社会で生活していく力は、かつては地域の中で自然に学ぶことができ、多くの人がこれを身につけることができた。しかしながら、家族そのものが縮小し、あわせて家族の機能も小さくなり、地域における人々のつながりが希薄になってきたことで、これを補完する役割は、今日、教育に期待されている。人は、一人で生きていくのではなく、地域の中で様々な人々と助け合って生活を営んできた。子どもたちが成長の過程において、改めてそのことが認識できるよう、特に義務教育関係者、社会福祉関係者、介護福祉関係者、地域社会が連携して福祉教育に取り組むことが求められる。

■ 課題認識

○一人ひとりが日常生活の中で、ともに生きる社会のあり様について考えが深められる機会が作られ、学びや体験を生かして、その人自身の行動へつなげられることが必要となっている。また、これからの社会を担う子どもには、地域に暮らす当事者との出会いなどから、同じ住民として尊重し合い、ともに生き、支えあうことへの考えを深められる機会としての学びや体験の場が求められている。

○県内介護福祉士養成校の学生数が減少し定員割れを起こしている状況があるが、施設等における採用場面で小学校の時の「福祉体験」や「高齢者施設でのボランティア」の経験が、社会福祉に関心を持つきっかけになっているという声が多く聞かれている。将来を見据えたすそ野の拡大に関する取り組みが必要となっている。

○民生委員・児童委員は、地域のさまざまな生活上の困りごとを抱える人々の相談に応じ、必要な支援につなげているが、その一方で担い手の高齢化や担い手不足の問題に直面している。SDGsへの関心や社会貢献志向の高まりを背景に、10～20代の若い世代が最も民生委員・児童委員に関心を寄せているとの調査結果（※）があるほか、小学校での民生委員・児童委員による出前授業等も各地で行われている。持続可能な民生委員・児童委員活動（制度）とするためには将来の担い手となることが期待される小中高生に対し、委員の役割や具体的な活動内容を学ぶことのできる機会をより充実させていくことが重要である。

（※）「全国1万人への民生委員・児童委員に関する意識調査」（令和4年3月・全国民生委員児童委員連合会）

福祉関係者に期待される取り組み

- 地域社会の中で、福祉分野と教育分野が連携し、子どもの時から「ともに生きる社会」への理解を深める環境づくりを促進することが期待される。
- 地域との交流を積極的に図りながら、社会福祉施設における利用者の生活や日常的な活動を展開することが期待される。
- 県社協には、市町村域で行われている福祉教育の事例の共有や、当事者、福祉、教育、企業など地域の多様な主体が参画・協働して福祉教育を推進することが期待される。

行政に求められる取り組み

- ともに生きる社会への考えを深めたり、社会福祉に触れる機会として、小中学校との連携により、関係者が参画・協働した「福祉教育」を実施すること。また、福祉教育を通じて、社会福祉等の仕事の役割や魅力を伝えること
 - 将来の社会を担う子どもには、障害のある方と関わり、理解を深め、交流を図ることができるインクルーシブな環境が必要である。幼少期から差別・偏見のない多様な価値観を持つことができるような教育環境、社会への理解、家庭環境の推進を図ること
 - 小中高生が、民生委員・児童委員の役割や具体的な活動内容を理解し、その存在を身近に感じができるよう、福祉や教育など分野を超えた様々な関係機関が連携を図り、学びの機会（民生委員・児童委員活動に関する授業の実施等）の充実に向けた対応を図ること
-

3 社会福祉施設等における物価高騰に対する支援の充実

- 社会福祉事業者として質の高いサービスを提供するため、物価高騰に対応した社会福祉法人・社会福祉施設運営に関する財政支援の継続と拡充
- 社会福祉法人や社会福祉施設の運営実態を踏まえた基本報酬等の公的価格、措置費への適切な反映

■ 課題認識

- 繼続的な物価・燃料費の高騰により、利用者のいのちや生活を支える社会福祉事業の経営はひつ迫している。
- 福祉医療機構の「社会福祉法人の経営状況」調査によると、全国の社会福祉法人の経営状況は赤字法人の割合が年々増加している。
- 全国社会福祉法人経営者協議会の調査では、令和3年度に比べると電気代1.3倍、ガス代1.4倍、燃料代1.2倍、年額にすると1施設当たり約940万円の負担となっていることが明らかになった。
- 本会施設部会の「令和5年度アフターコロナに向けた施設運営に関するアンケート」では、サービス活動収益の対前年比は「変化なし」と回答した施設が半数以上だったものの、経常増減差額比率の対前年比では「減った」施設が約36%あり、減少理由の一つに物価高騰による支出の増加が挙げられている。
- 福祉医療機構の「特別養護老人ホームの経営状況レポート」によると、利用率の低下や光熱水費の上昇によりサービス活動増減差額比率が低下し、赤字施設の割合は、従来型48.1%、ユニット型34.5%と令和3年度に比べて拡大している。
- 「保育所・こども園の経営状況レポート」では、保育所は利用児童単価が上昇したことで增收となったものの、光熱水費が物価高騰の影響により、支出が令和3年度に比べて1施設あたり16.7%上昇している。
- 福祉サービスにかかる収入は公的価格で定められているため、利用料の引き上げなどについては法人の裁量で決めることができず、物価高騰に対して法人の経営努力だけでは立ち行かない状況となっている。
- 物価高騰や最低賃金の引き上げなど社会情勢に応じて基本報酬が反映される仕組みとなっておらず、各サービスの基本報酬を決める際のルールを改めて設定する必要がある。

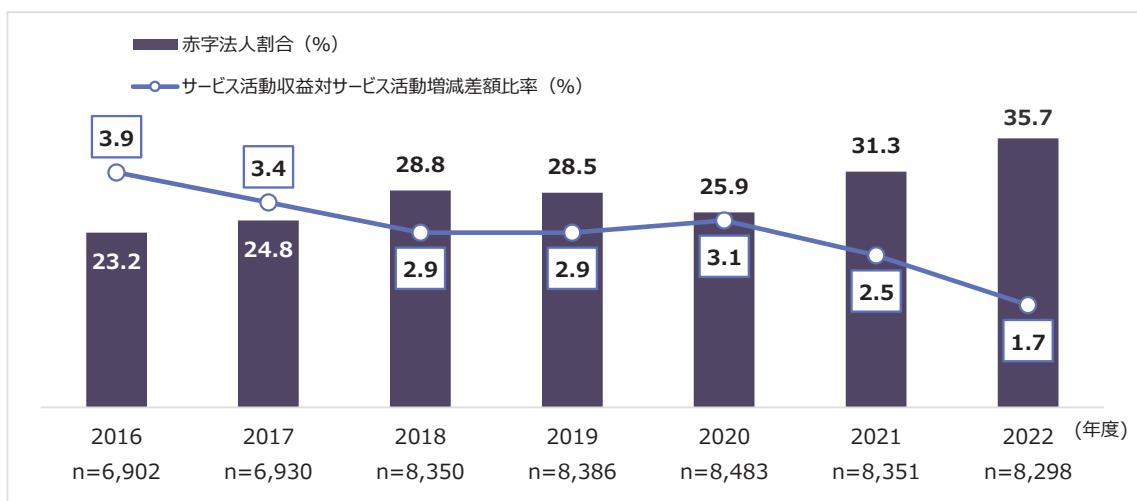
福祉関係者に期待される取り組み

- ・ 県社協には、今年度の報酬改定が社会福祉法人および施設・事業所の運営状況にどのように影響していくか、本会会員施設等へのアンケートを継続することにより、その推移を把握することが期待される。

行政に求められる取り組み

- ・社会福祉事業は、誰もが地域社会の中で自分らしく生きることができるよう必要な支援を提供することを使命としており、支援を必要としている人に必要な支援を届けられるよう、安定的に運営するための財政支援を求める。福祉サービスは、本来、一人ひとりの状況や力に応じて自分らしい人生を歩んでいけるよう必要な支援を提供することである。福祉従事者がニーズと向き合い、適切な支援を提供していくためには、安定的な法人・施設運営が求められるため、物価高騰に対応した財政支援の継続・拡充と基本報酬等の公的価格、措置費への適切な反映を行うこと
- ・基本報酬を算定する際には、社会情勢に応じて、必要な支援を組み立てるためにかかる費用などを踏まえた基準とすること

社会福祉法人のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率および赤字法人割合の推移



2022年度 社会福祉法人の経営状況(主たる事業別・同一法人)

区分		介護主体法人 n=2,973			保育主体法人 n=2,911			障害主体法人 n=1,210		
		2021	2022	差 2022 - 2021	2021	2022	差 2022 - 2021	2021	2022	差 2022 - 2021
従事者数	人	166.0	165.0	△1.0	65.8	65.5	△0.3	112.5	110.9	△1.5
人件費率	%	66.3	66.3	△0.0	72.7	72.6	△0.0	65.8	65.9	0.1
経費率	%	25.9	27.1	1.2	19.6	19.9	0.3	21.5	22.1	0.6
減価償却費率	%	5.7	5.6	△0.1	3.3	3.3	△0.1	4.0	4.0	△0.0
サービス活動増減差額比率	%	1.8	0.7	△1.0	4.3	4.1	△0.2	2.4	1.6	△0.8
経常増減差額比率	%	1.7	0.8	△0.9	4.7	4.5	△0.1	2.9	2.2	△0.7
従事者1人当たり サービス活動収益	千円	6,119	6,314	195	5,396	5,674	278	6,176	6,449	273
従事者1人当たり 人件費	千円	4,057	4,186	128	3,921	4,121	201	4,065	4,249	184
赤字法人割合	%	39.4	45.8	6.5	23.7	24.8	1.1	29.8	35.6	5.9

出典：独立行政法人福祉医療機構（WAM）「2022年度社会福祉法人の経営状況について」より一部抜粋

2022年度社会福祉法人の経営状況を見ると、「サービス活動増減差額比率」は、介護・保育・障害主体法人のいずれも前年度からマイナスとなっている。さらに、介護においては他の分野と比べると差額比率が小さくなっている。人件費率や経費率の対前年度差を見ると、人件費率の差はほぼ横ばいなのに対し、経費率の差は増加していることから物価高騰が影響していると考えられる。

4 こどもの育ち、若者の自立を支える施策の充実

- 社会的養護を必要とする子どもや、児童養護施設等の実態を踏まえた「社会的養育推進計画」の策定
- 子ども・若者の自立に向けた就労支援の拡充と生きる力を育む施策の構築
- 子育てや女性特有の生きづらさに対する母子生活支援施設の積極的な活用と普及啓発
- ケアラー・ヤングケラーを地域で支えるための支援の拡充と他分野との連携

■ 課題認識

- 国は、家庭養育を優先した里親委託や児童福祉施設機能の整備を求めているが、本県においては、一時保護所の定員超過や保護の長期化、高年齢児の保護の増加が顕著である。このような状況の中で家庭養育を進めないと、社会的養護を必要とする子どもたちの生活の場が不足することが懸念される。
- 社会的養護を経験した子どもたちの就職活動の実際では、企業規模や給与面など労働条件の良い仕事を選択し、本人の適性に合わない就職などにより早期退職につながってしまうことや、その後の再就職で適切なサポートが得られず、最終的に非正規雇用などから経済的な困窮につながってしまうケースが見られている。また、家族等の支援を望めない子どもは、生計管理や家事を一人でやらなければならず、仕事と家事の両立に不安を感じながら生活しており、身近に相談できる相手がいないため地域で孤立してしまう可能性がある。
- 一方で、社会的養護につながらない、社会経験の少ない若者が地域には一定数いる。家庭はあるものの、親からの十分な監護を受けられずに育った若者たちが返済できるあてのないまま借金を重ねてしまったり、SNSなどを通じて犯罪に巻き込まれているケースが散見されている。
- 母子生活支援施設では、入所率の低下により暫定定員問題を抱えている。支援者から見て入所による支援が必要と思われるものの、入所に至らない背景には、スマートフォンの使用制限や施設入所への抵抗感があることが市町村行政の担当窓口への聞き取りにより明らかになっている。
- また、改正された児童福祉法や女性支援新法の施行では、地域における妊娠中の母子を含めた子育て・母子世帯に対する支援に母子生活支援施設の機能が期待されているものの、身近な地域における要支援家庭のニーズをどのように把握していくかが課題となっている。
- ヤングケアラーを含むケアラーは、ケアラーとされる状態に該当しているにも関わらず、自分がケアラーであるという自覚のない子どもや若者が多くいる。また、本来大人が担うとされている家事や家族の世話を日常的に担う子どもは、家庭の事情を話すことで家族が責められてしまうのではないかなどの不安があり、地域の身近な大人に相談しにくいという事情から顕在化しにくい側面がある。
- 市町村で進める重層的支援体制整備事業では、複雑な課題を抱える当事者や世帯全体に対する支援が多機関の協働により進められているものの、ヤングケアラーに対する取り組みは市町村によって差が生じている。

福祉関係者に期待される取り組み

- ・児童福祉施設協議会では、毎年、実態把握調査を実施し、入所児童や職員の状況を把握とともに、その内容について行政や児童相談所と情報共有し、本県の実情や社会的養護のあり方について議論している。今後も実態を把握とともに、社会的養護関係者等が全県一体となって取り組めるよう情報交換の場を設けることが期待される。
- ・母子生活支援施設協議会では、社会的養護の関係機関との研修会を開催しており、行政の担当課や児童相談所などが参加している。こうした福祉関係者が集まる機会を活用し、母子生活支援施設の機能について、支援の対象がDVを受けた母子世帯だけではなく、さまざまな困難や生きづらさを抱える母子世帯の支援に対応できる施設であることを伝え、理解促進に努めることが期待される。
- ・市町村社協には、重層的支援体制整備事業等を活用して、ひきこもりやケアラーなどの見えづらい課題や複合的な課題について、身近な地域で悩みや気持ちを伝えることのできる居場所づくりやニーズを把握できる環境を関係者と連携して取り組むことが期待される。
- ・県社協には、ケアラー支援専門員設置事業において、高校のスクールソーシャルワーカーや養護教諭、教員を対象にした研修会や民生委員・児童委員、保護司等との勉強会、地域包括支援センター職員向け研修会等を通じて、ケアラー等の実態について伝え、課題共有や理解普及、地域における関係者のネットワークづくりをすすめることが期待される。

行政に求められる取り組み

- ・本県における要保護・要支援の子育て世帯の実態と里親委託の状況や社会的養護施設の役割・機能を踏まえた神奈川県社会的養育推進計画の見直しを行うこと
- ・社会的養護の子どもたちが、進路選択をするときに自らの将来像を描き、そのために必要な選択ができるよう施設にいる段階から児童自立支援専門員などを中心にキャリア教育に取り組めるよう、必要な施策を講じること
- ・社会的養護を終えた若者たちが地域で孤立することのないよう、既存の児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業が施設退所後の若者たちの受け皿として発揮するために、市町村や福祉関係者に向けた情報発信を行うこと
- ・社会経験の少ない、親からの十分な監護を受けた経験がない若者たちが自立し、自らの人生を歩んでいくためには、基本的な生活スキルや家計管理などの経験を積むこと、若者たちに伴走する支援機関が必要となるため、子ども・若者育成支援推進法に基づく制度を整えること
- ・母子生活支援施設の役割や機能への理解を深め、必要としている住民が情報にアクセスできる支援策に取り組むこと
- ・ヤングケアラーを含むケアラーやその家族が抱えるニーズを把握し、必要な支援につなげができるよう重層的支援体制構築整備事業における支援の充実と子ども・若者育成支援推進法等と一体的に支援を行うことができるよう体制を整えること
- ・子ども・若者やその家庭を取り巻く諸課題について、身近な地域において、必要な支援につなげができる施策の充実や福祉と教育、保健・医療、司法などが連携した体制整備への支援を図ること

5 福祉施策の適切な運用

- 中・長期の福祉需要予測と人材確保・育成対策を踏まえた福祉計画の運用
- 地域区分の等級による報酬格差の是正
- 公私の役割分担と循環型サービスを基本とし、ライフサイクルのニーズに応じた障害福祉サービス体系（神奈川モデル）の構築
- 権利擁護支援としての日常生活自立支援事業運営にかかる財源の確保
- 町村部の生活困窮者自立相談支援事業の体制整備

私たちは生涯において様々な困難に出会うことが想定される。乳幼児期、小中学校生の時期、青年期からはじまり、成人においても仕事がうまくいかなかったり、家族が病気になったり、自分自身が介護を必要とするようになります。特に障害のある人に対する支援では、循環型サービスなどによる、長期間にわたりその人の置かれた状況に応じた複合的で柔軟な対応が求められる。そのような社会福祉の支援は、各種の専門職やボランティアを含め、様々な人材と各種の制度・政策の組み合わせの中で営まれる。全体として求められる支援が適切に機能するためには、幅広い取り組みが一部の地域の取り組みとしてではなく、神奈川という地域の全体性を考慮して計画的に取り組まれる必要がある。

■ 課題認識

【利用ニーズに合わせた福祉施設の運用】

- 保育園などにおいては、地域によって0歳児の受け入れが極端に少ない状態で通年運営をしているところが見受けられ、定員を下回った形では補助の収入が下がり、園運営が厳しくなるため、実情に合わせた各年齢の利用定員の調整が求められている。
- 社会的養護においては、家庭養育優先原則のもと、より家庭に近い形とするための小規模化、地域分散化が求められている。その一方、国が目指す乳幼児里親委託率75%、学童期以上の里親委託率50%を達成するには、里親の充実が求められるが、こうした取り組みは十分ではなく、社会的養護を必要とする子どもたちの行き場が不足する懸念がある。本県においては、一時保護所の定員超過、保護の長期化、高年齢児の保護の増加等の問題が顕著になっている。乳児院では医療的なケアが必要な乳幼児をはじめ、緊急な一時保護を数多く受け入れている現状がある。
- 特別養護老人ホームでは、その多くで待機者減少が続いていること、稼働率の低下が収益を悪化させている。入所先の検討にあたっては、特別養護老人ホームの利用ではなく、民間サービスを利用するケースも少なくない。その背景には、紹介業者等により、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の情報の方が得られやすいという状況があり、特別養護老人ホームの特徴・役割や実際の待機状況について、正しく現状を伝えることが求められている。

【公的価格、級地格差】

- 保育において、こどもに対する丁寧な関わりが求められる一方、命を預かり、育ちを援助する業務に対して、公的価格に依拠する賃金の水準が低く、人材確保がかなり厳しくなっている。公的価格に係る地域区分については、県内においても違いがある。そのため、県内においてもより待遇の良い地域や都内への人材流出の原因ともなっている。
- 障害福祉サービスについても、地域区分の等級により基本報酬が変わるために、等級の低い地域は不利となり、事業所の運営や職員の採用等に影響が出ている。

【障害福祉サービス体系の神奈川モデルの構築】

○障害のある人のライフサイクルにわたる支援には、年齢に応じた本人の望む暮らしと日中活動(仕事)を選択できる多様なサービス体系が必要である。年齢に応じたニーズの変化に対応し、次のライフステージに進むために提供される適切な支援は、循環型サービス（通過型を含む）（※）において実現できるものである。市町村の地域生活支援拠点等整備の中で、障害者支援施設を、地域生活を支える「地域拠点ホーム」「防災の拠点」としての機能を果たすとともに、ご本人の安心を支える暮らしの一つの形として、循環型サービス（通過型を含む）のセーフティネットに位置づける必要がある。

（※）循環型サービス：意思決定支援の下で、障害のある人が自分の人生を悔いなく自らの個性を發揮し、社会の一員として共に生きることができることを実現するために、成年期、高齢期などライフステージに応じて、ご本人の最善の利益を確保できる仕組みを整え、安心して選べる持続可能で多様な福祉サービスを構築することが必要であり、障害福祉サービスは、ご本人がライフステージに応じて、必要に応じてサービスを選び直すことができる「循環型サービス」であることが基本となる。

【権利擁護を支援する日常生活自立支援事業の体制整備】

○日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な利用者の立場にたち、意思決定支援などを実施し、地域での生活を支えている。独居高齢者や地域で生活する障害のある人が増える中、今後ますます需要が増加することが見込まれる。一方で、事業運営のための財源は厳しく、本事業の相談支援を担う専門員の配置とサービス提供の担い手である生活支援員の体制が整わないことで、利用者のニーズに対応できない状況がある。

【町村部の生活困窮者自立相談支援事業の体制整備】

○生活困窮者自立相談支援事業の町村部は、神奈川県が県社協に事業委託しているところであるが、制度の目指す「生活困窮者支援を通じた地域づくり」に向けては、相談者に寄り添った継続的な支援が求められており、より相談者の居住地に近い圏域での相談支援体制の整備が求められる。

福祉関係者に期待される取り組み

- ・社会福祉法人は、地域における福祉の供給主体として公共性・公益性が高く、その社会的責務を果たすため、必要に応じて社会福祉連携推進法人等の法人間連携の仕組みや法人合併など、持続可能な事業運営と経営基盤の強化に向けた検討を行うことが期待される。
- ・県社協には、福祉サービスの提供基盤の強化に向けて、社会福祉連携推進法人等の法人間連携に関することや、経営管理に関する情報提供や、経営に関する相談事業・研修の実施を通じて、社会福祉法人の経営管理を支援する役割が期待される。
- ・特別養護老人ホームの待機状況を理由に入所希望者が利用を断念する事がないよう、待機者の状況の把握と正確な情報発信に向けて取り組むことが期待される。
- ・県社協には、生活困窮者自立相談支援事業などを通じて、町村域において、生活に困りごとを抱えている人を確実に支援につなげるため、関係機関のネットワークづくりに取り組むことが期待される。

行政に求められる取り組み

【適切な福祉計画の運用、体制整備】

- ・少子高齢社会の進展、人口減少に応じて、福祉ニーズを中・長期的に把握すること。そして、民間団体と協調し、施設整備と福祉人材の確保・育成が一体的に展開されるよう、福祉計画の策定と進行管理を行うこと
- ・特別養護老人ホーム待機者の実態を踏まえた施設整備計画の検討を行うこと。空床状況と待機状況のミスマッチによる稼働率低下を防ぐため、利用希望者が正確な情報を得るために情報発信を行うこと

【公的価格の是正】

- ・地域区分の等級により基本報酬が変わる級地格差を是正すること

【障害福祉サービス体系の神奈川モデルの構築】

- ・地域生活支援拠点等整備の中で、障害者支援施設を、地域生活を支える循環型サービス（通過型含む）のセーフティーネットに位置付けること。併せて、時代に即した施設整備（小規模分散・個室・ユニット化等）を計画的に実施するとともに、県立施設（指定管理施設含む）と民間施設との役割分担を明確にすること。こうした整備を通じて、ライフサイクルのニーズに対応した障害福祉サービス体系を神奈川モデルとして構築すること

【日常生活自立支援事業の体制整備】

- ・成年後見制度と並ぶ重要な制度の一つであり、成年後見制度等の権利擁護支援への入口として日常生活自立支援事業の安定した事業運営に向けた基盤整備として財源の確保を図ること。
- ・県当事者目線の障害福祉推進条例では、地域生活における権利擁護支援の一つである日常生活自立支援事業が重要であり、この体制が十分に確保されるよう、補助額の拡充を図ること
- ・第二期成年後見制度利用促進基本計画で想定する日常生活自立支援事業の実施体制の強化に向けて、国庫補助基準額の増額を図ること

【町村部の生活困窮者自立相談支援事業の体制整備】

- ・生活困窮となった相談者が地域で孤立することなく、居住する身近な圏域で安心して相談・支援を受けることができる体制整備を図ること

6 包括的な支援体制の推進

- 孤独・孤立など生活のしづらさ・生きづらさを抱える人への支援に向けた、分野を超えた連携・協働の体制づくり
- 地域住民が主体となって行う、地域生活課題の解決に向けた支えあい活動を促進するための支援の充実
- セルフヘルプ・グループへの理解促進と活動しやすい環境の整備

■ 課題認識

- これまでの制度では対応できない問題が顕在化する中で、特に孤独・孤立への対応が求められており、市町村域における包括的な支援体制の構築に向けた取り組みが重要になっている。
- 民生委員・児童委員の中には生活に課題を抱えた住民に対して、行政から見守り活動の依頼を受けて、同じ住民としての関わりとともに、必要な制度へのつなぎ役となるなど丁寧な関わりが行われているが、複雑化・深刻化した相談対応への負担が大きくなっている。
- 市町村によっては、地域にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、民生委員・児童委員と連携して、複雑化・深刻化した相談に対する支援が図られている事例が見受けられる。こうした連携の仕組みは、地域住民の安心した生活と、民生委員活動の負担軽減にもつながっているため、市町村の状況に合わせた、コミュニティソーシャルワーカーの配置が求められる。
- 福祉サービス・制度が整備され、充実していく一方で、定められたサービス・制度を、相談者・利用者に当てはめていくような支援とならざるを得ない場合がある。専門職である職員は、そうしたサービス提供への疑問や課題を感じながらも、人手不足や求められる経営努力への対応に邁進せざるを得ず、疲弊している様子がうかがえる。職場、職種の枠を越え、相談者・利用者が暮らす「地域福祉」を軸とした研修・交流の機会が必要である。
- 言葉が通じないだけで行政や福祉事業所から利用を断られることがあり、適切なサービスにつながることができない外国人高齢者がいる。外国人高齢者に対応している事業所もあるが少数であり、対応している事業所の情報は集約されていない。見落とされがちな課題であり、行政、福祉関係者の課題感は少ないと思われるが、神奈川県は全国で4番目に外国籍県民が多く暮らしており、今後10年間を見据えると、今から取り組むべき課題として認識する必要がある。
- 「認知症基本法」が令和5年に成立したが、認知症の正しい理解が行き届いていない現状がある。認知症の人気が何もできない人と思われたり、介護家族が介護離職しなければならない状況になったりすることがあり、多くの住民に認知症を正しく、自分事として理解されることが必要である。
- 包括的支援体制の構築の要素の一つである地域づくりは、地区社協や民生委員・児童委員、子ども食堂など居場所づくりに関わる地域住民、社会福祉法人、企業など、多様な主体の協働で進められることが必要である。
- セルフヘルプ・グループ（SHG）についての認知度が低く、もっと早くつながりたかったという声がある。また、SHGからは、必要な人に情報を届けたいが、それに対して、行政や専門職、関係機関・団体のサポートを受けにくいという声がある。SHGについての理解促進をより一層進める必要があり、福祉分野だけではなく、行政機関、医療や教育などの他分野との連携・協力が必要となっている。

福祉関係者に期待される取り組み

- ・県社協経営者部会、市町村社協部会が協働し、社会福祉法人同士が地域を基盤にネットワークを形成することによって、単独で対応することが難しい福祉課題に対応できるよう、令和5年度より「地域ネットワーク強化事業」を開始した。地域生活課題の解決に向けて、市町村社協と社会福祉法人との協働による取り組みを、継続して展開することが期待される。
- ・生活支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業等の推進の中で、市町村社協には、これまでの地域での支えあい活動推進の実績を生かし、社会福祉法に位置付けられた地域福祉の中核的な推進組織として、より一層の役割が期待される。
- ・福祉従事者は、地域において各々の専門性と施設機能を生かし、住民と共に地域の課題に取り組むにあたり、知見を深めることが必須である。地域や施設種別の枠を超えて、多様な視点からソーシャルワークを捉え、地域福祉についての共通認識を作り上げていく学びの場を積極的に作ることが期待される。
- ・外国人高齢者が、必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、多文化を理解した相談・支援の対応力の向上を図ることが期待される。
- ・市町村域で、行政、社協、関係団体が連携し、外国人を含めて誰もが地域での役割を持ち、安心して生活できる地域づくりに向けた協議や、生活を支える必要な取り組みを図ることが期待される。
- ・相談支援機関・団体等の福祉・医療関係者には、SHG の可能性・価値を理解し、困りごとを抱えた相談者と SHG をつなげる取り組みや、SHG の活動をサポートすることが期待される。

行政に求められる取り組み

- ・市町村は、多様化、複雑・複合化する住民の生活課題の解決に向けて府内連携を図り、市町村社協および関係機関・団体などの、地域福祉の担い手との連携・協働による包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進すること
- ・市町村は、住民の生活圏での相談支援を担い、住民が主体となった支えあい活動を促進する専門職の配置と育成について、地域の状況に合わせて取り組むこと
- ・県は、市町村での包括的支援体制の取り組み状況を把握し、市町村に情報提供を行うとともに、市町村での取り組みに差が生じないよう、市町村の検討段階から具体的な助言や財政支援など、構築に向けた支援に取り組むこと
- ・高齢期を支える環境づくりに向けて、外国人高齢者の総合相談支援の窓口設立と、福祉・介護に通ずる通訳者の養成、派遣システムに関する取り組みを図ること
- ・誰もが暮らしやすい社会に向けて、マイナリティや福祉的支援の当事者への偏見からの脱却が求められる。行政機関として、県や市町村職員が SHG への理解を深め、普及啓発、活動する圏域での運営サポートを図ること